

札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱

〔平成20年 3月31日〕
〔市民まちづくり局理事決裁〕

(目的)

第1条 この要綱は、札幌市市民まちづくり活動促進条例（平成19年条例第51号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、市民まちづくり活動の促進を目的として、札幌市市民まちづくり活動促進助成金（以下「助成金」という。）の交付について、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年訓令第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(助成の種類)

第2条 この要綱に定める助成の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 団体指定助成とは、札幌市市民まちづくり活動促進基金団体登録要綱（以下「登録要綱」という。）により、あらかじめ市の登録制度に登録された団体（以下「登録団体」という。）の中から希望する団体を1つ指定して寄附が行われた場合（以下「団体指定寄附」という。）、当該寄附者の意思を尊重して、当該団体の事業に対して行う助成とする。
 - (2) 分野指定助成とは、別表1に掲げる分野の事業の中から選考された事業に対して行う助成とし、分野指定寄附（希望する分野を指定した寄附をいう。）が行われた場合、当該分野指定助成の助成金に充てるものとする。
 - (3) テーマ指定助成とは、札幌市市民活動促進テーブル（以下「促進テーブル」という。）が定めたテーマ又は寄附者の意思を尊重して設定した任意のテーマの事業の中から選考された事業に対して行う助成とし、テーマ指定寄附（希望するテーマを指定した寄附をいう。）が行われた場合、当該テーマ指定助成の助成金に充てるものとする。
 - (4) スタートアップ助成とは、まちづくり活動の新たな広がりの促進を目的とする事業の中から選考された事業に対して行う助成とする。
- 2 登録団体、分野又はテーマを指定せずに寄附が行われた場合、促進テーブルの意見を聴いた上で、前項第2号から第4号までに掲げる助成の助成金に充てるものとする。

(助成対象団体)

第3条 前条第1項各号に掲げる助成を受けることができる団体は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 団体指定助成、分野指定助成及びテーマ指定助成

登録団体

(2) スタートアップ助成

次に掲げる要件のすべてを満たす団体（登録団体のうち次のイ及びエに掲げる要件を満たす団体を含む。）

ア 登録要綱第2条第1号から第3号まで及び第6号から第10号までに掲げる要件

イ 設立から3年未満であること。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合は、この限りではない。

ウ 構成員が5人以上であること

エ 過去に分野指定助成及びテーマ指定助成を受けたことがある団体でないこと

(助成対象事業)

第4条 助成対象事業は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。ただし、市長は、特に必要と認めるテーマ指定助成について、促進テーブルの意見を聴いた上で、特別の定めをすることができる。

(1) 営利を目的としない公益的な事業であること

(2) 札幌市内における地域社会の発展に資すると認められる事業であること

(3) 札幌市民を対象とした事業であること

(4) 親睦やレクリエーションを主な目的とした事業でないこと

(5) 当該事業が当該年度内において、札幌市の他の助成等を受けている、若しくは、受けることが決定している事業でないこと

(6) 既に終了した事業でないこと

2 助成対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表2のとおりとする。ただし、市長は、特に必要と認めるテーマ指定助成に係る助成対象経費について、促進テーブルの意見を聴いた上で特別の定めをすることができる。

3 助成対象経費は、原則、助成金の交付決定日以降に支払った経費とする。ただし、市長は、やむを得ない事由により、助成金交付決定日を起算日として1年前までに支払われた次の各号に掲げる経費（以下「交付決定前経費」という。）を助成対象経費として認めることができる。

(1) 講師等に対する費用弁償（報償費、旅費）

(2) ボランティア等の保険料

(3) 使用料及び借上料

- (4) 事業を事前に周知するために必要なチラシ等の印刷費
- (5) その他、特に市長が必要と認める経費

(助成金の額等)

第5条 1会計年度当たりの助成金の総額は、予算の範囲内とする。

2 1団体当たりの助成金の交付限度額は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、次に掲げる額のうちいづれか低い額とする。

- (1) 助成対象事業費総額（助成対象経費の総額をいう。ただし、助成対象経費に特別の定めがある場合は、その定めるところにより算出した額の総額とする。）に、同表の中欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
- (2) 同表の右欄に掲げる金額

区分	割合	金額
団体指定助成	10分の10	助成金の交付を申請する団体（以下この要綱において「申請団体」という。）における団体指定寄附による寄附金相当額
分野指定 助成	助成対象事業費総額が 1,000,002円以上の場合	2分の1 100万円
	助成対象事業費総額が 1,000,001円以下の場合	10分の8 50万円
テーマ指定助成	10分の10	1テーマごとの助成金の募集額の 上限額
スタートアップ助成	10分の10	10万円

3 前項の規定にかかわらず、テーマ指定助成の交付限度額については、市長は、特に必要と認めるときは、促進テーブルの意見を聴いた上で、特別の定めをすることができる。

4 同一の団体に対する助成金の交付回数の限度は、次に定めるとおりとする。

- (1) 1会計年度における同一の事業について、第2条第1項各号に定める助成金を重複して交付しない。
- (2) 分野指定助成、テーマ指定助成及びスタートアップ助成は、1会計年度においていづれか1回に限る。
- (3) 前2号の規定の適用に関し、登録要綱第7条による登録の抹消が行われた登録団体が、再度、登録要綱第4条による登録の決定を受けた場合にも、当該団体が抹消された登録団体と

同一であると判断されるときは、登録抹消前の助成実績は、当該団体に引き継がれるものとする。

- (4) 前3号の規定にかかわらず、市長は特に必要と認めるテーマ指定助成について、特別の定めをすることができる。
- (5) スタートアップ助成は、最長で連続する3年までとする。ただし、助成に係る審査は1会計年度ごとに行う。

(助成金の交付の申請)

第6条 申請団体は、市長に対しその定める期日までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付申請書（様式1）
- (2) 事業計画書（様式2）
- (3) 収支計画書（様式3）
- (4) 構成員の名簿（氏名、住所が記載されているもの。ただし、団体指定助成、分野指定助成及びテーマ指定助成にあっては10名以上、スタートアップ助成にあっては5名以上であること。）
- (5) その他市長が必要と認めた書類

2 第4条第3項のただし書きに規定する交付決定前経費がある場合は、前項各号の書類を提出する際に、「助成金決定前における対象経費届出書」（様式3-特）を併せて提出しなければならない。

3 第1項各号の書類を提出する際、登録要綱第3条1項各号の書類（登録要綱第3条第1項第1号、3号及び4号に規定する書類を除く。）に、登録時から変更があった場合には、当該変更に係る書類も併せて提出するものとする。

4 第1項の各号の様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、促進テーブルの審査を経て、助成金の交付先、助成金額、助成対象事業費等を決定するものとする。この場合において、審査方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。また、助成対象事業費は、助成金額を第5条第2項の表の左欄に掲げる区分ごとに、同表の中欄に掲げる割合で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）とする。ただし、テ

一マ指定助成について、同条第3項の特別の定めがある場合は、その定めるところによるものとする。

(1) 団体指定助成

原則、公開による事業説明会を行わず、提出された書類による選考によるものとし、審査は電磁的方法によって実施することができるものとする。

(2) 分野指定助成

公開による事業説明会を開催する。ただし、市長が必要と認める場合は、事業説明会を開催する前に、提出された書類による選考を行うことができるほか、公開による事業説明会を行わず、提出された書類による選考を行うことができるものとする。

(3) テーマ指定助成

ア 公開による事業説明会を開催する。ただし、市長が必要と認める場合は、事業説明会を開催する前に、提出された書類による選考を行うことができるほか、公開による事業説明会を行わず、提出された書類による選考を行うことができるものとする。

イ 前号の規定にかかわらず、市長は特に必要と認めるテーマ指定助成について、促進テーブルの意見を聴いた上で、特別に定める方法により促進テーブルの審査を実施することができる。

(4) スタートアップ助成

原則、公開による事業説明会を行わず、提出された書類による選考によるものとする。

2 前項に係る基準は別表3のとおりとする。

3 市長は、第1項の決定において必要があるときは、助成金の交付の申請に係る書類（第6条第1項各号に定める書類をいう。）に修正を加えて助成金の交付を決定することができる。

4 促進テーブルは、第1項の審査に当たり、基金に対する寄附者の意向を尊重するよう努めるものとする。ただし、寄附者の意向を尊重することにより、寄附者に特別の利益を与える等、法令の趣旨に反するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

5 市長は、第1項の規定により助成金を交付することを決定したときは、札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付決定通知書（様式4）により、助成金を交付しないことを決定したときは、札幌市市民まちづくり活動促進助成金不交付決定通知書（様式5）により、速やかに申請団体に通知するものとする。

6 前項に定める札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付決定通知書（様式4）及び札幌市市民まちづくり活動促進助成金不交付決定通知書（様式5）については、促進テーブルの意見を付記することができるものとする。

(助成事業の変更)

第8条 助成団体は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付変更等申請書（様式6）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 助成事業の内容を変更するとき
- (2) 助成事業を中止、または廃止するとき
- (3) 助成事業が予定期間内に完了しないとき

2 市長は、前項の申請があった場合、期限を定めて、当該団体に対して交付した助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。

3 市長は、第1項の規定により、助成事業の変更等を認めたときは、札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付変更等決定通知書（様式7）により、当該助成団体に通知するものとする。

4 第1項の様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

(関係書類の保存等)

第9条 助成金の交付決定を受けた団体（以下「助成団体」という。）は、助成事業に係る経理を明らかにした書類、帳簿等を事業終了後5年間保存しなければならない。

2 助成団体は、助成事業により取得し又は効用が増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）で定めている耐用年数又は5年のいずれか早い期間を経過した場合はこの限りではない。

3 助成団体は、事業実施にあたり、当該助成を受けていることを明示しなければならない。ただし、事業の性質上、明示できないことがやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(促進テーブルの助言等)

第10条 助成事業について必要があると認めるときは、促進テーブルが助成団体に対して助言等を行うことができるものとする。

2 助成団体は、促進テーブルに対して、助成事業の効果的な実施のために、必要な助言・指導を求めることができるものとする。

(事業報告書)

第11条 助成団体は、助成事業の終了後、1か月以内又は助成対象年度の3月31日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 札幌市市民まちづくり活動促進助成金事業実績報告書（様式 8）
- (2) 事業報告書（様式 9）
- (3) 収支決算書（様式 10）
- (4) 収支明細書（様式 11）
- (5) 事業の経過又は成果を証する書類等
- (6) その他市長が必要と認めた書類

- 2 市長は、助成を行った事業に対して、助成金の使途等に関する調査を行い、又は、第9条の書類、帳簿等を開示させ、その報告又は説明を求めることができる。なお、助成団体は、これに応じなければならない。
- 3 市長は、助成事業の終了後、当該事業に関する報告会を公開で開催することができる。
- 4 助成団体は、前項の報告会が開催された場合、助成事業の実施結果を報告するものとする。
- 5 第1項の各号の様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

（助成金の額の確定等）

第12条 市長は、前条の規定により報告を受けた場合、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認した後、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、札幌市市民まちづくり活動促進助成金確定通知書（兼返還決定通知書）（様式 12）により、当該団体に通知するものとする。

- 2 市長は、確定した額が第14条の規定により既に交付した額に満たないときは、期限を定めて、当該団体に対してその満たない額の返還を請求するものとする。

（助成金の交付）

第13条 市長は、前条の規定による助成金確定後の通知後、すみやかに助成金を交付するものとする。

（概算額の交付及び精算）

第14条 前条の規定にかかわらず、助成団体から申出があった場合には、事前に概算額を交付するものとする。

- 2 前項の規定により、概算額の交付を受けた助成団体は、札幌市市民まちづくり活動促進助成金確定通知書（兼返還決定通知書）（様式 12）による通知を受けた日から起算して5日以内又

は年度末のいずれか早い日までに、精算するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段又は違法な行為により、助成を受けたとき
- (2) 助成目的以外の経費に流用したとき
- (3) 登録要綱第7条の規定により、登録が抹消されたとき
- (4) その他この要綱に違反した場合

2 市長は、前項の規定により、助成金の交付決定を取り消したときは、札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付取消決定通知書（様式13）により、当該団体に通知するものとする。

(助成金の返還)

第16条 市長は、前条の規定に基づき助成金の交付を取り消した場合、期限を定めて、当該団体に対して交付した助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。

2 市長は、第8条第2項、第12条第2項及び前項の規定により、助成金の返還を請求するときは、札幌市市民まちづくり活動促進助成金返還決定通知書（様式14）により、当該団体に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第12条第2項の規定により助成金の返還を請求するときは、札幌市市民まちづくり活動促進助成金確定通知書（兼返還決定通知書）（様式12）に返還に関する必要事項を記載することをもって、助成金返還決定通知とすることができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月17日市民まちづくり局理事決裁）

この要綱は、平成21年3月17日から施行する。

附 則（平成23年3月14日市民まちづくり局長決裁）

この要綱は、平成23年3月14日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 18 日市民まちづくり局長決裁）

この要綱は、平成 23 年 4 月 18 日から施行する。

附 則（平成 23 年 5 月 16 日市民まちづくり局長決裁）

この要綱は、平成 23 年 5 月 16 日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 13 日市民まちづくり局長決裁）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 28 日市民まちづくり局長決裁）

この要綱は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日市民まちづくり局長決裁）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 16 日市民まちづくり局長決裁）

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 7 月 26 日市民文化局長決裁）

この要綱は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。なお、改正後の第 4 条第 3 項ただし書きの規定は、平成 28 年度に限り、当該年度に既に助成金交付決定をした事業にも適用するものとし、第 11 条第 1 項に規定する事業終了後に提出する書類に併せて、第 6 条第 2 項に規定する「助成金決定前における対象経費届出書」（様式 3-特）を提出することができるものとする。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日市民文化局長決裁）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 29 日市民文化局長決裁）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月 21 日市民文化局長決裁）

この要綱は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 1 日市民文化局長決裁）

第 1 条 この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

第 2 条 第 4 条第 1 項第 7 号及び第 7 条第 1 項ただし書中「ほか、公開による事業説明会を行わず、提出された書類により促進テーブルの審査を経て、助成金の交付先、額等を決定できるものとする。」の規定は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した規定であるため、令和 4 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則（令和 4 年 2 月 3 日市民文化局長決裁）

第 1 条 この要綱は、令和 4 年 2 月 3 日から施行し、改正後の第 5 条第 4 項及び第 5 項の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

第2条 第4条第1項第7号及び第7条第1項ただし書中「ほか、公開による事業説明会を行わず、提出された書類により促進テーブルの審査を経て、助成金の交付先、額等を決定できるものとする。」の規定は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和3年2月1日市民文化局長決裁の附則で定める令和4年3月31日ではなく、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和5年2月2日市民文化局長決裁）

第1条 この要綱は、令和5年2月13日から施行する。

第2条 第4条第1項第7号及び第7条第1項ただし書中「ほか、公開による事業説明会を行わず、提出された書類により促進テーブルの審査を経て、助成金の交付先、額等を決定できるものとする。」の規定は、令和4年2月3日市民文化局長決裁の附則で定める令和5年3月31日限りでなく、令和5年4月1日以降も適用する。

第3条 改正後の様式は、令和5年4月1日以降に交付決定する事業に適用する。

附 則（令和6年2月1日市民文化局長決裁）

第1条 この要綱は、令和6年2月1日から施行し、改正後の第4条及び第12条第2項の規定は、令和6年4月1日から適用する。

第2条 改正後の様式は、令和6年4月1日以降に交付決定する事業に適用する。

附 則（令和7年1月7日市民文化局長決裁）

第1条 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第2条 令和6年度に交付決定する事業については、なお従前の例による。

附 則（令和7年12月16日市民文化局長決裁）

この要綱は、令和7年12月16日から施行する。

別表1 分野指定の4分野

- 1 保健、医療、福祉の増進
- 2 まちづくりの推進
 - ・まちづくりの推進
 - ・環境の保全
 - ・社会教育の推進
 - ・農山漁村又は中山間地域の振興
 - ・災害救援
 - ・地域安全
 - ・人権の擁護、平和の推進
 - ・男女共同参画社会形成の促進
 - ・情報化社会の発展
 - ・消費者の保護
 - ・1～4の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 3 文化・スポーツ・観光・経済等の振興
 - ・学術、文化、芸術、スポーツの振興
 - ・観光の振興
 - ・国際協力
 - ・科学技術の振興
 - ・経済活動の活性化
 - ・職業能力開発、雇用機会拡充
- 4 子どもの健全育成

別表2 助成対象経費

助成の対象となる経費は、当助成に応募した事業に関する以下の項目とします。

項目	経費の内容
① 報償費	講師・指導者、ボランティアへの謝礼等、記念品など奨励的経費等
② 役務費	通信費（切手代等）、運搬費、広告料、手数料、委託費、保険料等
③ 使用料・賃借料	会場使用料（付帯設備使用料を含む）、会場設営費、車両等の賃借料等
④ 備品費・消耗品費	事業に係る物件費、材料費、印刷費（チラシ・ポスター等の印刷費）、一部事業に関する食材費等
⑤ 旅費	交通費（航空運賃、鉄道運賃等）、宿泊費（食事等に係る料金は含まず）等
⑥ その他	その他事業に伴い必要な経費

ただし、次のような団体の維持運営に伴う経常経費等は助成対象とはならない。

- 事務所や活動拠点の家賃、光熱水費、スタッフへの給与等、団体の経常的な運営に係る経費
- 飲食費
- 建設費（改修、改築に要する費用等を含む）
- 日常的な事務作業のため使用する文房具類の購入費
- 団体内部の会議などで使用する図書や各種用品の購入費
- その他、市長が適当でないと認める経費

別表3 審査基準

<審査基準>

項目	説明
① 市民ニーズ適合性	市民の多様なニーズ（需要・要望）を捉え、それらに対応した内容となっている。
② 効果性	事業を行うことにより、不特定多数の利益やまちづくりに寄与するなど、公益的な効果が見込める。
③ 実現可能性	事業の実施体制などの面で自立性を確保しており、立案した予算の内容に無理や無駄がなく、人的・資金的・物的・環境的な面で実現が可能である。
④ 全体の整合性	事業目的を実現するための手段や方法等が適切であり、事業を構成する各要素がお互いに合理的につながっている。
⑤ 先取性・先駆性	地域、暮らし、社会に関する課題の解決に結びつく問題提起があるなど、時代を先取りした新しい取組で、他の市民まちづくり活動団体の見本となる先導的な内容である。
⑥ 発展性	事業が将来に向けて持続していくか、事業の効果が広く地域に普及していくことが見込まれるとともに、今後、当該事業が事業対象の拡大や事業内容の改善等を行いながら発展していく可能性がある。

(あて先) 札幌市長

札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付申請書

年度札幌市市民まちづくり活動促進助成金の交付を受けたいので、「札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱」の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

▼団体情報

団体名	
代表者職名・氏名	
郵便番号	
住所	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

▼申請内容

助成の種類	
上記で選択した分野以外への申請 (②分野指定助成のみ)	
事業名	
助成金申請額	
概算額交付の申出	
(希望する場合:理由)	

▼助成金申請状況 ※札幌市の他の助成等と重複して受けすることはできません。

申請事業について	
(Bの場合)	補助金名
	担当部局

▼振込先口座

金融機関名	
本・支店名	
預金種別	
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義	

※通帳の名義人・預金種目・口座番号が分かるページの写しを添付してください。

様式2

事業計画書（ 年度）

▼助成事業

事業名		
事業期間		
事業内容	日時	
	場所	
	対象者	
	参加人数	
	参加費	
	周知方法 助成事業であること を明記すること	
	(その他の場合：方法)	
事業の目的 どのような市民ニーズに 対応するか		
事業の効果 どのような公益的な効果 が見込めるか		

▼交付申請額よりも減額された場合の対応 ※スタートアップ助成、分野指定助成、テーマ指定助成のみ

減額交付決定の場合	
(Bの場合) 金額	

▼助成実績

これまでにさぽーとほっと基金により助成を受けた回数	
助成実績①	事業名
	助成年度
助成金額	
事業の概要	
過去事業の振り返り 良かったところ、悪かったところなど	
レベルアップした点 又は 相違点	
助成実績②	事業名
	助成年度
助成金額	
事業の概要	
過去事業の振り返り 良かったところ、悪かったところなど	
レベルアップした点 又は 相違点	

収支計画書

▼収入の部

項目	摘要	金額	小計
	さぼーとほっと基金助成金 (a)		
自己資金			
他の補助金・助成金			
寄附金・協賛金			
その他			
	自己負担額計 (b)		
	収入合計 (c)		

▼支出の部

様式3－特

(あて先) 札幌市長

助成金決定前における対象経費届出書

年度札幌市市民まちづくり活動促進助成金の交付を申請している下記の事業について、交付決定前に事業に必要な経費として支弁していますので、交付決定する際の対象経費として認めていただきますよう届け出ます。

なお、本件について、助成決定がなされなかった場合においても、意義は申し立てません。

▼団体情報

団体名	
代表者 職名・氏名	

▼事業内容

助成事業名	
-------	--

▼決定前に必要な経費として支弁している経費及び内容

対象経費 の項目	項目	摘要	理由	金額
講師等に 対する 費用弁償 (報償費、 旅費)				
ボランティア 等 の保険料				
使用料及び 借上料				
チラシ等の 印刷費				
その他の 費用				

様式4

札自治第 号
()年月日

様

札幌市長

札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請書を受理した 年度札幌市市民まちづくり活動促進助成金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 助成の種類及び対象となる事業名

- ・助成の種類 :
- ・事業名 :

2 助成対象事業費及び助成金額は次のとおりとする。

助成対象事業費	金	円
助成金額 (予定)	金	円

3 交付決定の理由

4 助成金は、助成金確定後の通知後、交付するものとする。ただし、助成団体から申出があつた場合には、事前に交付決定された金額を交付するものとする。

5 助成条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業内容の変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (2) 助成事業を中止、または廃止するときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (3) 助成事業が予定期間内に完了しないときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (4) 助成事業の遂行が困難になった場合は、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 助成金は、事業目的以外に使用しないこと。
- (6) 事業終了後、要綱に定める様式により札幌市市民まちづくり活動促進助成金事業実績報告書（様式8）、事業報告書（様式9）、収支決算書（様式10）及び収支明細書（様式11）を作成し、1か月以内又は助成対象年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長あて提出すること。なお、事業実施にあたり、事業の性質上やむを得ない場合を除き、当該助成を受けていることを明示し、明示結果につき上記様式9により報告すること。
- (7) 助成対象事業に係る決算額が、助成対象事業費に満たないときは、その満たない額の割合に応じて助成金額を減ずること。
- (8) 助成対象事業に係る決算額からその事業に関する収入の決算額を控除した額が、助成金額から(7)により減ずる額を差引いた額に満たないときは、その満たない額を更に減ずること。
- (9) その他札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱の定めを遵守すること。

6 助成条件に違反したとき又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不適当と認めたときは、助成を取消し若しくは助成決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。

7 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させことがある。

（注）助成条件のうち(7)(8)により減ずる額の算式は次のとおりとし、算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

$$(7) \text{により減ずる額} = \text{助成金額} \times 1 - \left[\begin{array}{c} \text{助成対象事業に係る決算額} \\ \hline \text{助成対象事業費} \end{array} \right]$$

$$(8) \text{により減ずる額} = \text{助成金額} - (7) \text{により減ずる額} - (\text{助成対象事業に係る決算額} - \text{助成対象事業に関する収入の決算額})$$

様式5

札自治第 号
()年月日

様

札幌市長

札幌市市民まちづくり活動促進助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請書を受理した 年度札幌市市民まちづくり活動促進助成金について、下記のとおり交付しないことに決定したので通知します。

記

1 助成の種類及び対象となる事業名

- ・助成の種類 :
- ・事業名 :

2 不交付の理由

様式6

年 月 日

(あて先) 札幌市長

郵便番号
住 所

団体名
代表者 職名 氏名
(担当者名 TEL)
Eメールアドレス :

札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付変更等申請書

年 月 日付札自治第 号の交付決定通知に係る事業については、交付の変更を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 助成事業名

2 変更理由及び変更内容 (※ 他の添付書類で説明を補充してもよい。)

3 助成金の交付変更申請額

- (1) 変更申請額
- (2) 既交付決定額
- (3) 変更増(減)額

4 関係書類

- (1) 事業計画書(様式2)
- (2) 収支計画書(様式3)
- (3) その他

5 概算額交付の申出

(1) 概算払の希望有無 (いずれかに☑を入れてください)

希望する

希望しない (事業終了後に助成金の受領を希望します)

(2) 概算払が必要な理由 (希望するを選択した場合、記載必須)

6 振込先口座等

口座名義 (フリガナ)

振込先金融機関	
(金融機関名称)	(本・支店名)

預金種目

- 1 普通
- 2 当座
- 9 別段

口座番号

※通帳の名義人・預金種目・口座番号が分かるページの写しを提出してください

※記載欄が不足する場合など、この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます

様式7

札自治第 号

()年 月 日

様

札幌市長

札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付変更等決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度札幌市市民まちづくり活動促進助成金の
変更等について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 助成の種類及び対象となる事業名

- ・助成の種類 :
- ・事業名 :

2 助成対象事業費及び助成金額は次のとおり変更する。

助成対象事業費	金	円
既交付決定額	金	円
変更増（減）額	金	円
助成金額（予定）	金	円

3 交付変更の理由

4 助成金は、助成金確定後の通知後、交付するものとする。ただし、助成団体から申出があつた場合には、事前に交付決定された金額を交付するものとする。

5 助成条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業内容の変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (2) 助成事業を中止、または廃止するときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (3) 助成事業が予定期間内に完了しないときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (4) 助成事業の遂行が困難になった場合は、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 助成金は、事業目的以外に使用しないこと。
- (6) 事業終了後、要綱に定める様式により札幌市市民まちづくり活動促進助成金事業実績報告書（様式8）、事業報告書（様式9）、収支決算書（様式10）及び収支明細書（様式11）を作成し、1か月以内又は助成対象年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長あて提出すること。なお、事業実施にあたり、事業の性質上やむを得ない場合を除き、当該助成を受けていることを明示し、明示結果につき上記様式9により報告すること。
- (7) 助成対象事業に係る決算額が、助成対象事業費に満たないときは、その満たない額の割合に応じて助成金額を減ずること。
- (8) 助成対象事業に係る決算額からその事業に関する収入の決算額を控除した額が、助成金額から(7)により減ずる額を差引いた額に満たないときは、その満たない額を更に減ずること。
- (9) その他札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱の定めを遵守すること。

6 助成条件に違反したとき又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不適当と認めたときは、助成を取消し若しくは助成決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。

7 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させことがある。

（注）助成条件のうち(7)(8)により減ずる額の算式は次のとおりとし、算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

$$(7) \text{により減ずる額} = \text{助成金額} \times 1 - \left[\begin{array}{c} \text{助成対象事業に係る決算額} \\ \hline \text{助成対象事業費} \end{array} \right]$$

$$(8) \text{により減ずる額} = \text{助成金額} - (7) \text{により減ずる額} - (\text{助成対象事業に係る決算額} - \text{助成対象事業に関する収入の決算額})$$

(あて先) 札幌市長

札幌市市民まちづくり活動促進助成金事業実績報告書

年 月 日付札自治第 号により、 年度札幌市市民まちづくり活動促進助成金の交付を受けました事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

▼団体情報

団体名	
代表者職名・氏名	
郵便番号	
住所	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

▼助成内容（交付決定通知書の内容を記入）

助成の種類	
(②の場合：詳細)	
事業名	
助成対象事業費	
助成総額（予定）	

様式9

事業報告書（　　年度）

事業名		
事業期間		
事業内容	日時	
	場所	
	対象者	
	参加人数	
	参加費	
	周知方法 助成事業であること を明記すること	
	(その他の場合：方法)	
	詳細	
事業の目的 どのような市民ニーズに 対応するか		
事業の振り返り	事業の成果 どのような公益的な効果 が得られたか	
	自己分析 良かったところ、 悪かったところなど	
	今後に向けて	
事業の様子 (写真や広報物など別紙でも可)		

収支決算書

▼収入の部

項目		予算額	決算額	予・決の差	備考
収入	さぼーとほっと基金助成金 (a)				
	自己資金				
	他の補助金・助成金				
	寄附金・協賛金				
	その他				
	自己負担額計 (b)				
収入合計 (c)					

▼支出の部

項目		予算額	決算額	予・決の差	備考
支出	報償費				
	役務費				
	使用料・賃借料				
	備品費				
	消耗品費				
	旅費				
	その他				
	人件費 (テーマ指定助成のみ)				
	助成対象経費計 (d)				
	助成対象外経費 (e)				
支出合計 (f)					

収支明細書

様式12

札自治第 号

()年月日

様

札幌市長

札幌市市民まちづくり活動促進助成金確定通知書（兼返還決定通知書）

年月日付で受理した 年度札幌市市民まちづくり活動促進助成金事業実績報告書により、当該事業助成金の額を、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 助成事業名

2 助成確定金額

助成対象事業費	金	円
助成金額（確定）	金	円
助成済額	金	円
戻入額	金	円

様式1 3

札自治第 号

()年 月 日

様

札幌市長

札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付取消決定通知書

年 月 日付で交付を決定した 年度札幌市市民まちづくり活動促進助成金について、下記のとおり交付取消することに決定したので通知します。

記

1 助成事業名

2 交付取消の理由

様式14

札自治第 号

()年月日

様

札幌市長

札幌市市民まちづくり活動促進助成金返還決定通知書

年 月 日付で交付を決定した 年度札幌市市民まちづくり活動促進助成金について、その（全額・一部）を返還請求することに決定したので通知します。

記

1 助成事業名

2 返還請求の理由

3 返還請求金額

(交付済みの助成金額 円)

4 返還方法

別添の納付書にて市内金融機関でお支払いください。

5 返還期限

年 月 日まで